第百五十五条の三十六第二項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	（租税特別措置法第九条の二の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	（租税特別措置法第九条の二の二第七項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四第一項	除く	除くものとし、当該各連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る控除所得税相当額を加える
第百五十五条の四十五の二	、法	、租税特別措置法第九条の二の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十五の二第一号	おける法	おける租税特別措置法第九条の三の二第七項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四十五の二第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号（	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号（
第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号
第百九十二条の二	あるのは、係る」と	あるのは「係る」と、「除く。以下第三項」とあるのは「除くものとし、その外国法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る控除所得税相当額を加える。以下第三項」と
第二百一条の二第二項	法第百四十四条の二の二第一項	租税特別措置法第九条の三の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた法第百四十四条の二の二第一項
第二百一条の二第二項第一号	に係る	又は上場株式等の配当等（第百四十条の二第一項第一号に規定する配当等に該当するものに限る。）に係る
第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号
	（法	（租税特別措置法第九条の二の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えられた法

第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号
	（法	（租税特別措置法第九条の三の二第七項の規定により読み替えられた法

22　法第九条の三の二第七項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の規定の適用については、同令第三条の二第一項中「法人税法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第二十一項の規定により読み替えられた法人税法施行令」と、同条第二項及び第三項並びに同令第四条第三項第一号中「法人税法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項の規定により読み替えられた法人税法施行令」とする。

第四条の六の二第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「同項に規定する」及び「（以下この条において「支払の取扱者」という。）」を削り、「同法第十七条」を「同条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九条の三の二第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する支払の取扱者（以下この条において「支払の取扱者」という。）が交付をする上場株式等の配当等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第九条の三の二第三項第一号に掲げる収益の分配　同号に規定する所得税（所得税法第百七十六条第三項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを除く。）及び所得税法施行令第三百条第一項に規定する外国所得税（以下この号及び第十二項第一号において「外国所得税」という。）の額に、法第九条の三の二第三項第一号に規定する証券投資信託等又は特定受益証券発行信託について同号に規定する内国法人又は外国法人が行う収益の分配（当該内国法人又は外国法人が当該所得税及び外国所得税の納付をした日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該支払の取扱者が同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に交付をする当該収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額

二　法第九条の三の二第三項第二号から第四号までに掲げる利益の配当、配当等又は剰余金の配当　同項の規定により控除する同項第二号から第四号までに定める金額

第四条の八の次に次の三条を加える。

（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）

第四条の九　法第九条の六第一項の規定により控除する外国法人税（同項に規定する外国法人税をいう。以下第五条までにおいて同じ。）の額（以下この条において「控除外国法人税の額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特定目的会社（法第九条の六第一項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額が当該外国法人税の額に係る特定目的会社の利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）に係る控除限度額以下である場合　次に掲げる者ごとにそれぞれ次に定める金額を合計した金額に当該特定目的会社の各事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の外貨建資産割合（特定目的会社の事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産をいう。）の帳簿価額の当該特定目的会社